

※この情報は、HPの「組合員向けのお知らせ」でもご覧いただけます

後継者を目指す方を雇用し、基礎技術を伝えたい!

「三条市地場産業技術継承事業」

～ 人材を雇用する事業所を募集します ～

この事業は、後継者等を求める事業所(※雇用する者)が、後継者又は工場長など主たる技術者を目指す方(※基礎技術を継承する人材)を従業員として雇用し、基礎技術継承のために指導育成を行った場合、雇用する者に人件費の一定額を助成するものです。

つきましては、下記のとおり、「基礎技術を継承する人材」の雇用を希望する事業所を募集しますので、ご案内いたします。

◎募集する事業所数 1事業所

「三条市地場産業技術継承事業」とは……

企業規模の縮小や技術者の高齢化が進み、ものづくり総合力の低下が懸念されており、後継者育成という待ったなしの課題を解決しない限り、基礎技術が失われてしまう恐れがあります。

基礎技術を後世に伝えたいと、後継者等を求めて人材育成に意欲を示す雇用者と、指導を受けて後継者等になれるよう、基礎技術の習得を目指す者とのマッチングを実現し、熟練の技術継承によって、ものづくり総合力を維持・強化し、地場産業の安定的発展を図るための事業です。

～対象となる基礎技術～

- ・手仕事の要素が大きい技術であること
- ・一人前になるためには3年以上の訓練の期間を要する技術であること
- ・対象産業分野は、日本標準産業分類の製造業のうち、「木材・木製品製造業」「鉄鋼業」、「非鉄金属製造業」「金属製品製造業」に属すること

人件費補助の内容

・月額(1名当たり)上限 170,000 円

(内訳) 給与: 上限 150,000 円

社会保険加入: 上限 20,000 円(健康保険、厚生年金等加入金額相当分)

三条工業会短信 30-18号

H30.10.22 No.2

協同組合三条工業会

info@sanjo-kogyokai.or.jp

TEL31-2161 FAX31-2168

新車を買うなら！ 契約前に工業会事務局へお知らせ下さい！

・補助の期間

原則、雇用開始月から3年間補助いたします。

※本事業は三条市の委託を受けて実施しています。万が一、三条市の予算が
つかなかった場合には、人件費を負担できませんので、予めご了承ください。

雇用する者の選定方法

三条市と共同で、雇用する者の要件に合致しているかどうかを審査します。また、応募者多数の場合は、要件に合致していても審査の結果、落選する可能性もあります。

※当事業では、雇用する者と基礎技術を継承する人材の要件定めています。別表1をご覧ください。

基礎技術を継承する人材(後継者又は 工場長など主たる技術者を目指す方)の募集

基礎技術を継承する人材は、別途、当組合で募集します。応募いただいた人材を採用するかどうかは、最終的に雇用する者に判断していただきます。応募いただいた人材の面接には、(協)三条工業会、三条市、雇用する者が出席し、行います。

スケジュール

10月22日(月)～11月16日(金)	雇用する者の募集
11月19日(月)～11月26日(月)	雇用する者の選考
12月3日(月)～12月28日(金)	基礎技術を継承する人材の募集、会社見学会
＜31年＞	
1月7日(月)～1月16日(水)	基礎技術を継承する人材の書類選考
1月22日(火)	基礎技術を継承する人材の面接
2月上旬	就業(雇用開始)

応募の方法

所定の申込書により、11月16日(金)までに事務局へ提出下さい。申込書(雇用する事業所用)は、(協)三条工業会ホームページ(<http://www.sanjo-kogyokai.or.jp/>)に掲載しています「三条市地場産業技術継承事業の紹介」に用意してありますので、これをご利用いただくか、又は、(協)三条工業会事務局までお問い合わせください。

～事務局～

ご不明な点やお問い合わせにつきましては、(協)三条工業会までご連絡下さい。

(TEL0256-31-2161 FAX0256-31-2168)

三条工業会短信 30-18号

H 3 0 . 1 0 . 2 2 No. 3

協同組合三条工業会

info@sanjo-kogyokai.or.jp

TEL31-2161 FAX31-2168

11月5日(月)午後6時30分～ 饒心亭おゝ乃にて、秋の夜長の音楽会
「新潟 ARS NOVA 木管五重奏団コンサート」を開催します。今回は、管楽器
の音楽会です。皆様、ぜひご参加下さい。お申込をお待ちしております。

別表 1

～「雇用する者」と「基礎技術を継承する人材」の要件～

ア「雇用する者」は、(協)三条工業会の組合員とすること

イ「雇用する者」と「基礎技術を継承する人材」との関係が親族(直系血族に限る)に当たらないこと

ウ「雇用する者」は、三条市に事業所があり、三条市内で技術を教えようとする事業所であること

エ「雇用する者」は、後継者等が不足している状態にあること

オ「雇用する者」が有する技術の指導者は、当該職種に20年以上の従事経験を有し、かつ、年齢は40歳以上の者であり、現に三条地域で第一人者又はこれに比肩する者であること

(※にいがた県央マイスター、にいがたの名工、現代の名工、伝統工芸士は、本要件を満たさなくともかまいません)

カ「雇用する者」は、原則、「基礎技術を継承する人材」を社会保険(健康保険・厚生年金等)に加入させること

キ「雇用する者」は、「基礎技術を継承する人材」を(協)三条工業会が募集した際、工場等の会社見学に協力すること

ク「雇用する者」は、人件費の補助期間終了後も継続して、「技術を継承する人材」を雇用する意思があること

ケ「基礎技術を継承する人材」は、雇用開始時に40歳未満であること

コ「基礎技術を継承する人材」は、将来、後継者又は工場長など主たる技術者として、基礎技術の習得を目指す者であること

サ「基礎技術を継承する人材」は、指定された事業所(三条市内事業所)に通勤可能なこと

シ「基礎技術を継承する人材」は、将来も継続して燕三条地域で働く意思があること

ス「基礎技術を継承する人材」が習得する基礎技術は、実技経験として過去に3年以上学んだことがないこと

セ「基礎技術を継承する人材」の募集にあたっては、性別、国籍、居住地を問わないこと。

ただし、日本国籍を有しない人は、採用時に就業可能な在留資格がない場合、採用しないこと

ソ「基礎技術を継承する人材」は、次のいずれかに該当しないこと

- ・成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む)
- ・前職において懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人